

議案第5号

日野町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例
の一部改正について

日野町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を
別紙のとおり改正する。

平成28年2月9日提出

日野町長 景山 享弘

日野町特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例の改正が必要な理由と概要

1 背景及び趣旨

特別職の職員ゝ給与に関する法律の一部改正に基づき所要の改正を行う。

2 改正内容

期末手当の支給月数を100分の5月引上げ3.15月（6月1.575月、12月1.575月）とする。

3 附則規程

平成28年4月1日から施行する。

日野町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
日野町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例（平成19年日野町条例第2号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(期末手当)</p> <p>第4条 特別職の職員の期末手当の額は、給料月額100分の120に相当する額に日野町職員の給与に関する条例(昭和48年日野町条例第6号)の適用を受ける職員(以下「一般職の職員」という。)の例により算定した額とする。ただし、日野町職員の給与に関する条例第19条第2項中「100分の122.5」及び「100分の137.5」とあるのは「<u>100分の157.5</u>」とする。</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第4条 特別職の職員の期末手当の額は、給料月額100分の120に相当する額に日野町職員の給与に関する条例(昭和48年日野町条例第6号)の適用を受ける職員(以下「一般職の職員」という。)の例により算定した額とする。ただし、日野町職員の給与に関する条例第19条第2項中「100分の122.5」及び「100分の137.5」とあるのは「<u>100分の155</u>」とする。</p>

附 則
この条例は、平成28年4月1日から施行する。